

鉾田市監査委員告示第5号

鉾田市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果の公表

令和2年8月31日付けで提出されました鉾田市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり公表します。

令和2年10月26日

鉾田市監査委員 伊藤 幸夫
鉾田市監査委員 米川 宗司



記

第1 監査の請求

1 請求人

鉾田市

代表請求人 ほか9人

2 請求書の受付

令和2年8月31日

3 請求の要旨

法第242条第1項の規定により、請求人から提出された鉾田市職員措置請求書の要旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の要旨については原文のまま記載した。

1 平成30年7月2日契約の物品購入契約、締結金額22,280,400円（税込）は、本来直近の9月議会に提案し、議決を得て、本契約とすべきところ、議会の承認を得なかった行為。

2 平成30年9月11日変更契約の物品購入契約変更、締結金額2,991,600円（税込）は、本来直近の12月議会に提案し、議決を得て、本契約とすべきところ、議会の承認を得なかった行為。

（上記1及び2については、令和2年8月に事実確認ができたものである。）

3 令和元年第2回定例会は、9月3日から9月30日までの28日間の日程で開催されました。上記1及び2についても「第1号 平成30年度鉾田市一般会計歳

入歳出決算認定について」9月30日開催の本会議において全会一致で可決されました。(ほこた市議会だより No.57 P6)

4 令和元年5月27日契約の物品購入契約、締結金額21,689,640円(税込)は、本来直近の6月議会に提案し、議決を得て、本契約とすべきところ、議会の承認を得なかった行為。

5 令和元年9月6日変更契約の物品購入契約、締結金額4,881,600円(税込)は、本来直近の12月議会に提案し、議決を得て、本契約とすべきところ、議会の承認を得なかった行為。

6 「令和2年8月17日説明 政策企画部」作成の文書によると、「地方自治法及び鉾田市条例により議会の議決が必要となっている2,000万円以上の物品購入案件にもかかわらず、当該年度中に議決されずに契約を行っていることが8月11日に判明しました。」と説明しているように、地方自治法第96条第1項第8号及び鉾田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に違反していることが自らの説明によって明白となっています。

7 したがって、これら一連の行為に公費である市の財政支出は適法な支出とはいえず市財政に重大な損害を与えたことは明白です。

市長は、上記1・2・4・5合計金額51,843,240円を全額返還することを請求します。

(証拠書類)

本件に関する事実証明として、次の書類が提出された。

- (1) 鉾田市政策企画部発行の文書の写し
- (2) ほこた市議会だより (No.57 令和元年10月発行) の写し

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件請求は、令和2年9月8日に要件審査を行い、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年8月31日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月6日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人より、証拠の提出があり、概ね次のような趣旨の陳述をした。

なお、陳述内容の提出があった部分については、原文のまま記載した。

(請求人の陳述①)

監査請求を行った理由を以下、述べさせていただきます。この度の住民監査請求は、契約行為を問題視しているのではなく、仮契約後における地方自治法第96条第1項第8号及び鉾田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に違反した不法行為を問題としています。

以下、次のような補足意見を述べます。

監査委員や監査委員会事務局が、違法会計処理を見つけられなかったことです。現金出納検査(条例第7条)は、毎月20日に行い、定例監査(条例第3条)は、地方自治法第199条第4項の規定によって、毎年度当初に作成する監査計画に基づき、鉾田市の場合、毎年1月から2月に約2週間、7月から8月にかけて約2週間程度の日程で、各担当課より詳細にわたって説明を受け、監査を行なっています。にもかかわらず、その誤りを見抜けなかったわけです。9月17日に開催された総務企画常任委員会で、当時の監査委員は「議会案件」であることを「認識していたか」との委員の質問に「承知していなかった」「金額と伝票を見て納得」「認識が甘かった」「あくまで数字を見て判断する」「いつも数字を見て・・・」と応えるなど、法律・条例など熟知していないことが判明しました。自らの職務不遂行を猛省し、法令順守など改善策を講ずるべきでしょう。

多くの一般市民が市役所の契約内容や財政の歳出内容、監査委員の役割などに関心を持ち、市議会の役割が問われたものと思料します。監査委員は法第196条で「識見を有する者」となっています。監査委員自らが「疑惑」解明にフタをするのではなく、徹底した解明に努力することが責務ではないでしょうか。

鉾田市は、今回の入札に当たって最も基本となる「参考見積書」を7社から取り寄せています。規程によれば「第3種・5年保存」にも関わらず、紛失するなど公文書の管理がずさんとしか言いようがありません。

最後に指摘します。

鉾田市議会が相談した 法律事務所所属の 弁護士及び 弁護士によると民法上の契約事項を優先する余り、地方自治法及び鉾田市条例を完全に無視していることです。しかも、「議決案件を議会に上程しなかったことは執行部の瑕疵であり、法には違反していない。(報告・連絡書 令和2年9月4日(火) 午前9時50分から 議会の議決に付すべき契約の未提案案件に対する議会の対応について)」としています。ならば、地方自治法及び鉾田市条例及び鉾田市議会は何のために存在するのでしょうか。また、「パソコン購入契約の無効を主張」などとは主張していません。この論理なら、法律も条例も議会も必要がない。ということになりませんか。

また、議会に提出された弁護士との「相談」に関わる「報告・連絡書」です。「令和2年9月4日(火)」とは、何時の「4日」で、何時の「(火)」なのでし

ようか。しかも押印は議長など5名の印が押印されています。この様ないい加減な公文書作成で市民と議会を何時まで愚弄するのでしょうか。また、市議会事務局に監査請求を行った訳ではありません。「監査請求の主張は認められない。」とか「裁判所は請求を棄却すると思われる。」などと、あたかも監査委員や判事にでもなったかのような言動は極めて失礼な話ではありませんか。

この度の住民監査請求に参加された方々、激励の電話などを寄せていただいた方々に感謝を申し上げると共に、今後とも「しせい」に関心をもち注視していきたいものです。

最後に疑問として意見を述べます。

すでに職員への懲戒処分が9月4日付で発令(9月6日付 茨城新聞記事)されています。しかし、弁護士が述べているように「法には違反していない。」とするなら懲戒処分の理由が消滅したのではないのでしょうか。また、地方公務員法上の処分は、「権限をもって決裁した者」らに行うべきでしょう。市長・副市長らへの「減給3か月、10分の1」としていますが、市長・副市長は特別職であるため地方公務員法上の処分でなく、「自らを律する」という意味での「処分」です。極めて甘い「処分」と言わなければなりません。

意見陳述の最後に指摘します。

鉾田市は、「現在、危機的な状況にある」と、言われています。先輩職員・現職職員は、現在の状況を「十分な精査しないまま、3万円を配布する案」の発表や「一旦議会に提案した補正予算案を撤回し、再提出する」。今回の不法行為に対しても、「なぜ、あのようなことが起きたのか、信じられない」「設計書を作成する上で最も重要な参考見積書を紛失する」「2年間で4回もの同一事案で不法行為が繰り返された」など、法令順守の欠如とも言える深刻な状況です。風通しの悪い体制となっているのではないのでしょうか。

また、議会事務局においても同様です。令和2年9月24日(木)に、**A**法律事務所に「ご教授ください」とFAXを送信しました。そして、9月4日(火)に**A**法律事務所を訪問しているのです。「証2」「弁護士から教授いただきました」とあります。この矛盾をどう説明するのでしょうか。また、送付枚数も記載されていません。

通常弁護士との面談は、1週間前もしくは10日前ごろまでに連絡し、日程調整の上で日程を確定します。また、相談内容が分かる詳細な資料などを送付することが通例です。ところが、今回の事案では、面談後20日の9月24日では相談にならなかったはずです。従って、「報告・連絡書」は偽造で公文書偽造ではないのでしょうか。

FAXの【別紙】(別紙2-2)内容と「報告・連絡書」の疑問点についてです。

【別紙】(別紙2-2)内容は、「報告・連絡書」の記録に沿って文章を作り上げて

いるのではないのでしょうか。

特に、「③市と業者との契約は民法上成立しているとのことですが、」とは、「報告・連絡書」では「民法上は市と業者で取り交わした契約書は成立している。」と、「報告・連絡書」から明らかに引用したのではないのでしょうか。特に、「成立しているとのことですが、」という表現は、「報告・連絡書」を踏まえて作成したのではないのでしょうか。更に、「単なる瑕疵行為ということですか。」と疑問を呈し、「報告・連絡書」では、「瑕疵行為であり、法には違反していない。」となっています。つまり、【別紙】(別紙2-2)の内容全体は、9月24日を含む9月4日以後などに作成し、開示したのでしょうか。この事は「虚偽公文書作成及び行使」になるのではないのでしょうか。刑法第156条 虚偽公文書作成等は、法定刑1年以上10年以下の罰則となっています。

更に問題は、「教授」いただいた報告書の裏づけとなる「担当職員の備忘メモ」として作成したが既に廃棄している」ことです。報告書の信憑性が疑われます。備忘メモであっても公文書です。現在進行形の事案を隠蔽しようとする意図が見え隠れします。

以上のような状況を一刻も早く克服し、市民への奉仕者として、職員が生き生きと働ける職場環境を整え、市民にやさしい「しせい」になっていただくことを切望し、陳述を終わらせていただきます。なお、添付証書といたしまして、証1、証2、証3を付け加えていただきたいと思います。証1は3枚ほど、証2は1枚ほど、証3は2枚ほど掲載しております。

その添付証書なども踏まえて監査委員の皆さん方の適切なご判断を切望いたしまして、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(請求人の陳述②)

参考見積書の紛失とか、備忘メモがすでに廃棄していること、さらに日付が9月4日の火曜日などといった公文書が作成されるなど、正直言って、私たちは市役所を信頼していますので、こういうことが起きると大丈夫かなと心配になってきますので、そういうところを監査委員の皆さんに調査していただきたいと思います。

(請求人の陳述③)

私たち主婦から見ますと、意外とこのような問題は無視してしまいましたが、あくまでも透明性を求めていきたい。やはり、議会での承認を経るということがありますけれども、4回ともそれが(議会で)承認を経ていないということです。やはりその辺の透明性をはっきり私は求めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(証拠書類)

- 証 1 「議会の議決に付すべき契約の未提案案件について（物品購入契約の追認について）・令和 2 年 8 月 28 日（金）銚田市議会全員協議会資料 政策企画部」政策企画部作成（議会の全員協議会で配布）「3 枚」の写し
- 証 2 「報告・連絡書 令和 2 年 9 月 4 日 議会事務局 記録者 職氏名」議会の議決に付すべき契約の未提案案件に対する議会の対応について」議会事務局作成（令和 2 年 9 月 17 日 公文書公開請求で公開）「1 枚」の写し
- 証 3 FAX 送信のご案内、相談内容を示す文書（別紙 2-1、2-2）議会事務局作成（令和 2 年 9 月 28 日 公文書公開請求で公開）「2 枚」の写し

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、平成 30 年 7 月 2 日契約の物品購入契約（契約額 22,280,400 円）、平成 30 年 9 月 11 日契約の物品購入変更契約（変更契約額 2,991,600 円）、令和元年 5 月 27 日契約の物品購入契約（契約額 21,689,640 円）、令和元年 9 月 6 日契約の物品購入変更契約（変更契約額 4,881,600 円）の 4 契約が、法第 96 条第 1 項第 8 号及び銚田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「市条例」という。）第 3 条に抵触する不当な支出にあたるか、さらには、銚田市が損害を被っているか等を監査対象とした。

3 監査対象部局

政策企画部政策秘書課
政策企画部財政課

4 監査対象部局の事情聴取

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 30 日、令和 2 年 10 月 5 日及び令和 2 年 10 月 6 日に監査対象部局である政策企画部政策秘書課及び政策企画部財政課から事情聴取を行った。なお、事情聴取については、当時の担当職員及び現在の担当職員から行った。その上で概ね次のとおり説明があった。

- (1) 平成 30 年 7 月 2 日契約の物品購入契約（契約額 22,280,400 円）、平成 30 年 9 月 11 日契約の物品購入変更契約（変更契約額 2,991,600 円）、令和元年 5 月 27 日契約の物品購入契約（契約額 21,689,640 円）、令和元年 9 月 6 日契約の物品購

入変更契約（変更契約額 4,881,600 円）の 4 契約については、庁内の職員用パソコン購入で 2,000 万円以上の備品（物品）購入であり、本来議会の議決が必要となっている案件であったが、議会の議決を経ずに契約を行っていたことが、令和 2 年 8 月 11 日に判明した。（政策秘書課・財政課）

（2）部長、課長、課長補佐、係長等の職員は、法第 96 条第 1 項第 8 号及び市条例第 3 条に関する知識は有していたものの、今回の案件に対する適用を怠った。

（政策秘書課・財政課）

（3）担当職員及び係長等の職員は、法第 96 条第 1 項第 8 号及び市条例第 3 条に関する知識を欠き、通常の入札（契約）案件として処理していた。（政策秘書課・財政課）

（4）本来は、一般競争入札の公告の際に議会の議決を経る案件であることを示し、入札後に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約を締結すべき事務処理であった。（政策秘書課・財政課）

（5）その他

請求人の陳述において、提出があった証拠書類について、議会事務局に確認をしたところ以下のとおりであった。

弁護士相談の FAX（請求人の陳述 証 3）の日付については、9 月 24 日（木）は誤りであり、9 月 2 日（水）が正確な日付で、請求人に対する公文書公開請求で公開した文書の誤りであった。さらに、弁護士相談の報告・連絡書については、9 月 4 日（火）は誤りであり、9 月 4 日（金）が正確なものである。

（なお、弁護士事務所からは、報告・連絡書における「法に違反していない」という記載について、「議会案件について議会の議決がないことは地方自治法第 96 条第 1 項に違反する旨明確に回答している」という指摘があった。また、「義務的訴訟」は「義務付け訴訟」であるという指摘があった。）

第 4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

（1）事実関係

本案件の 4 契約の政策企画部政策秘書課及び財政課から提出のあった関係書類を確認したところ、公金の支出状況等は次のとおりであった。

（平成 30 年度）

請 求 日 平成 30 年 11 月 30 日受付

請 求 額 25,272,000 円

支 出 科 目	2 款総務費 1 項総務管理費 7 目情報文書費 情報文書事業 18 節備品購入費
件 名	平成 30 年度 パソコン購入
入 札 日	平成 30 年 6 月 27 日
契 約 日	平成 30 年 7 月 2 日 . . . 契約 1
相 手 方	茨城県水戸市石川 1 丁目 3787 番地の 1 茨城ケント販売株式会社 代表取締役 東 巖
契 約 額	22,280,400 円
履 行 期 限	平成 30 年 9 月 28 日
支出負担行為日	平成 30 年 7 月 2 日
支出負担行為額	22,280,400 円
変 更 契 約 日	平成 30 年 9 月 11 日 . . . 契約 2
変 更 契 約 額	2,991,600 円増
変 更 履 行 期 限	平成 30 年 11 月 30 日 (63 日間延長)
変 更 支 出 負 担 行 為 日	平成 30 年 9 月 11 日
変 更 支 出 負 担 行 為 額	2,991,600 円
納 入 品	職員用パソコン (ノートパソコン) 基幹系パソコン (Windows10 Enterprise 東芝製) 152 台 情報系パソコン (Windows10 Pro 東芝製) 64 台
検 査 日	平成 30 年 11 月 30 日
支 出 命 令 日	平成 30 年 11 月 30 日
支 出 命 令 額	25,272,000 円
支 払 日	平成 30 年 12 月 21 日

(平成 31 年度)

請 求 日	令和元年 9 月 30 日受付
請 求 額	26,571,240 円

支 出 科 目	2 款総務費 1 項総務管理費 7 目情報文書費 情報電算事業 18 節備品購入費
件 名	平成 31 年度 パソコン購入
入 札 日	令和元年 5 月 21 日
契 約 日	令和元年 5 月 27 日 . . . 契約 3
相 手 方	茨城県水戸市石川 1 丁目 3787 番地の 1 茨城ケント販売株式会社 代表取締役 東 巖

契 約 額	21,689,640 円
履 行 期 限	令和元年 9 月 30 日
支出負担行為日	令和元年 5 月 27 日
支出負担行為額	21,689,640 円
変 更 契 約 日	令和元年 9 月 6 日 . . . 契約 4
変 更 契 約 額	4,881,600 円増
変更支出負担行為日	令和元年 9 月 6 日
変更支出負担行為額	4,881,600 円
納 入 品	職員用パソコン (ノートパソコン)
	情報系パソコン (Windows10 Pro 東芝製) 220 台
	基幹系パソコン (Windows10 Enterprise 東芝製) 10 台
検 査 日	令和元年 9 月 30 日
支 出 命 令 日	令和元年 9 月 30 日
支 出 命 令 額	26,571,240 円
支 払 日	令和元年 10 月 25 日

本案件の 4 契約について、鉾田市議会の審議結果を確認した結果、平成 30 年度の入札日から本請求のあった日までの期間（平成 30 年第 3 回定例会から令和 2 年第 2 回臨時会まで）において、議決されたことは確認できなかった。

本案件の 4 契約について、総務課及び議会事務局からの令和 2 年第 3 回鉾田市議会定例会の関係書類を確認したところ、令和 2 年 9 月 4 日に鉾田市長より鉾田市議会議長あてに、「議案第 21 号 物品購入契約の締結について（追認）」、「議案第 22 号 物品購入変更契約の締結について（追認）」、「議案第 23 号 物品購入契約の締結について（追認）」、「議案第 24 号 物品購入変更契約の締結について（追認）」の 4 議案として、議会の議決を求める議案の提出があった。その後、鉾田市議会総務企画常任委員会での審議を経て、鉾田市議会本会議において、令和 2 年 9 月 25 日に 4 議案すべて賛成多数により可決された。

2 判断等

(1) 監査における判断基準について

ア 違法性又は不当性の判断について

住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員等による法第 242 条第 1 項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務、その他の財務会計上の違法若しくは不当

な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

本監査請求においては、請求人は、請求人の陳述でも述べているように、本案件の4件の契約行為が法第96条第1項第8号及び市条例第3条に違反した不法行為であり、この行為に基づく市の支出は適法な支出と言えないというものである。

このことから、本件請求は、「公費の支出」という財務会計上の行為の原因となる4件の契約行為について、違法性又は不当性を問題としていると解する。

このため、原因行為である契約の有効性及び契約行為が違法又は不当とされうるか、さらに契約行為による市への損害について判断するものとする。

イ 判断にあたっての関係法令等について

法第96条第1項第8号において、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすることについて、普通地方公共団体の議会が議決しなければならないとされている。そして、法第96条第1項第8号に規定する政令で定める基準を地方自治法施行令第121条の2第2項の別表第4において、不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いは、市では予定価格の金額が20,000千円を下らないこととすると規定している。その上で、市条例第3条において、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとすると規定されている。

したがって、判断にあたっては、本案件の4契約が上記法令に抵触する行為に当たるか否か、さらに、令和2年第3回鉾田市議会定例会での本案件の4契約の追認の議決を踏まえた上で、契約の有効性を判例等に照らし合わせて判断するものとする。

(2) 監査委員の判断

本案件においては、平成30年7月2日契約の物品購入契約（契約額22,280,400円）は、予定価格が23,619,600円であること、令和元年5月27日契約の物品購入契約（契約額21,689,640円）は、予定価格が28,317,600円であることから、法第96条第1項第8号及び市条例第3条に基づき、議会の議決を経るべき案件であった。

さらに、平成 30 年 9 月 11 日契約の物品購入変更契約（変更契約額 2,991,600 円）及び令和元年 9 月 6 日契約の物品購入変更契約（変更契約額 4,881,600 円）については、法第 180 条によりあらかじめ指定している場合を除くほか、議決を経て締結した契約内容の一部を変更する場合には、再度議決を経る必要があることから、それぞれの当初契約が議決を経るべき案件であったため、この 2 件の変更契約も議会の議決を経るべき案件であった。

なお、議会の議決を経ずになされた契約の効力については、仙台高裁昭和 31 年 12 月 4 日判決（昭和 30 年（ネ）569 号）、水戸地裁昭和 52 年 2 月 24 日判決（昭和 50 年（ワ）79 号）、東京高裁昭和 53 年 11 月 16 日判決（昭和 52 年（ネ）547 号）等の判例及び「逐条地方自治法」における行政解釈等によると、議会の議決を経ていない契約は無効と解しており、また、民法第 54 条（旧民法、現在の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 77 条第 5 項）の規定により保護を与えるのは適当ではなく、さらに同法第 110 条の表見代理についても、そもそも本人と代理人との間に基本代理権が存在し、代理人が与えられた代理権の範囲を逸脱した場合の法理であって、議会の議決を欠いた場合の長の行為のように、基本代理権自体がもともと存在しない場合には、やはり同条の適用の余地はないというべきであるとされている。よって、議会の議決を経ていない状況での本案件の 4 件の契約は無効であったと判断できる。

しかしながら、仙台高裁昭和 49 年 3 月 13 日判決（昭和 47 年（行コ）4 号）で、市に専決権の濫用に当たる瑕疵があったとしても、その後、議会がその処分を承認する旨を議決した時は、その瑕疵はいずれも治癒されるとしている。このことから、令和 2 年第 3 回鉾田市議会定例会において、令和 2 年 9 月 25 日に本案件 4 件の契約締結の追認の議決がされたことにより、本案件の 4 件の契約については、有効であると判断される。

よって、本案件 4 件の契約については、本請求がなされた時点においては、法第 96 条第 1 項第 8 号及び市条例第 3 条に抵触する無効な契約と言えるが、その後の市議会の追認の議決により、その契約は遡って有効であると判断した。

3 結論

前述のとおり、本案件の 4 件の契約が遡って有効であれば、当該契約に基づく支出は正当なものであると考えられる。

よって、市が損害を被ったとは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

第5 監査委員の意見

まず、法第96条の規定の経過として、元来普通地方公共団体が行う契約の締結は、第一次的には長の権限に属するが、重要な契約の締結のような普通地方公共団体の重要な経済行為については、住民の利益を保障するとともに、これらの事務の処理が住民の代表の意思に基づいて常に適正に行われることを期待するところから、具体的な契約の締結にあたって議会の審議を経ることとしたこと、さらに法第96条の趣旨として、重要な契約の締結が、住民に重い負担をかけることとなり、その利害に大きな影響を与えるので、できるだけ慎重に配慮し、かつ損失を事前に防止するためとされていることを踏まえると、今回の議会の議決を要する案件が、適切に議会の議決を経ずに契約の締結が行われたことについては、鉾田市長をはじめ関係職員は重く受け止める必要がある。

さらに、今回の請求に関する監査において、事務を遂行する上で法律、条例等の関係法令の認識が欠如していた職員がいたことについては、法令遵守を大原則とする地方公務員としてあってはならないことである。また、契約事務についても監査を実施したが、鉾田市文書事務取扱規程に抵触する公文書の紛失が確認された。さらには、鉾田市契約規則、鉾田市会計規則等に抵触しないものの、参考見積書の徴取方法、設計単価の設定方法、納品後の検査調査書記載方法、予定価格書の作成方法、契約書等の書類の統一性等、適正とまでは言えない事務処理が見受けられた。また、庁舎内のパソコン整備の杜撰な計画により、いずれの契約も変更が生じたことは本来あるべき事務処理とは言えない。また、議会事務局においては公文書の公開において不適切な事務処理も確認された。

その上で、財政課からは全庁的な再発防止策として、「方針1 チェック機能の強化」、「方針2 物品契約に係る規程等の制定及び周知」、「方針3 情報共有の徹底」、「方針4 文書管理事務の徹底」、「方針5 職員教育の徹底」が提出され、政策秘書課からは担当課における再発防止策として、「方針1 事務処理の適正化」、「方針2 チェック機能の強化」、「方針3 法令遵守の意識改革」、「方針4 関係書類の適正な管理」が提出されたわけであるが、この再発防止策の徹底を図ることが当然求められる。その中でも、チェック体制のシステムを構築していくことは言うまでもないが、何よりも今回の件は、職場内での「人」が大きな原因であり、職場内における個々人のスキルアップ、組織としてのフォロー体制などの見直しを改めて求めたい。

なお、請求人の陳述にあった議会事務局作成の連絡・報告書については、弁護士との相談記録であるため、弁護士の見解等を含め、今回の監査で監査委員としての意見は差し控えることとしたい。しかしながら、請求人の陳述内容に影響を与えた公文書の公開文書の誤りは重大であり、今後適正な事務執行を求める。さらに、議会事務局

として住民監査請求における記載については、慎重が必要があったと思われる。また、請求人の陳述にあった市長、副市長の減給及び関係職員の懲戒処分についても、監査の対象とならないため、監査委員としての意見も差し控えたい。

また、監査は都市監査基準等に基づいて実施しているが、請求人の陳述において、監査委員及び監査委員事務局に対する意見があったとおり、本事案について法令に抵触していることを指摘できなかったことは責任を重く受け止め、深く反省しているところである。今後の監査実務のあり方については、内部統制のリスクが顕在化している状況を重視し、監査対象の抽出件数を増加させるとともに事務管理の適正を確保できるよう指導を強化していきたい。

最後になるが、請求人の陳述において、職員を信頼したいとの思いから、市民への奉仕者として、職員が生き生きと働ける職場環境を整え、市民にやさしい「しせい」になってもらいたいという切望を重く受け止めたい。市役所として、市民からの負託に応え、銚田市の発展のために、全力で取り組んでいくことを強く要望する。